

葉山町学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する
条例

葉山町学校給食費の管理に関する条例（令和4年葉山町条例第4号）
の一部を次のように改正する。

（別紙）

令和4年10月7日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

エネルギー・食料品価格等の高騰を受け、新たな支援策を講じる必要
があるため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例

葉山町学校給食費の管理に関する条例(令和4年葉山町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(学校給食費の減免)

第7条 町長は、特別の理由があると認めるときは、前条の規定により納付すべき学校給食費を減額し、又は免除することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第7条の規定は、令和4年11月分の学校給食費から適用し、同月前の学校給食費については、なお従前の例による。

条例の概要

題 名

葉山町学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

エネルギー・食料品価格等の高騰を受け、新たな支援策を講じる必要があるため、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

学校給食費の減免を行える規定を追加することとした。

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (2) 改正後の規定は、令和 4 年 11 月分の学校給食費から適用することとした。

葉山町学校給食費の管理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町学校給食費の管理に関する条例 令和4年3月22日条例第4号</p> <p>(学校給食費の納付)</p> <p>第6条 納入義務者は、教育委員会規則で定めるところにより学校給食費を納付しなければならない。</p> <p><u>第7条 町長は、特別の理由があると認めるときは、前条の規定により納付すべき学校給食費を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>	<p>葉山町学校給食費の管理に関する条例 令和4年3月22日条例第4号</p> <p>(学校給食費の納付)</p> <p>第6条 納入義務者は、教育委員会規則で定めるところにより学校給食費を納付しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>